

## 佐賀県規則第23号

地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和8年佐賀県条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(課税免除の申請手続)

**第3条** 条例第3条第1項の規定による課税免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる課税免除の申請期限までに、同表の右欄に掲げる課税免除申請書を課税地を所管する県税事務所の長（固定資産税にあつては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。

税目	課税免除の申請期限	課税免除申請書
不動産取得税	法人にあつては地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。）若しくは第5項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税の申告書を提出すべき日、個人にあつては佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）第53条第1項の規定により不動産を取得した日を含む年分に係る個人の事業税の申告書を提出すべき日	不動産取得税の課税免除申請書（様式第1号）
固定資産税	法第745条第1項において準用する法第383条の規定により申告書を提出すべき日	固定資産税の課税免除申請書（様式第2号）

(課税免除の措置)

**第4条** 県税事務所長は、前条に規定する課税免除申請書を受理したときは、審査のうえ処分を決定し、その旨を同条の規定により課税免除申請書を提出した者に通知するものとする。

(規則で定める法令)

**第5条** 条例第5条第1号に規定する規則で定める公害防止に関する法令は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43

年法律第98号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)とする。

(補則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



		ようとする土地		m <sup>2</sup>	円	千円	/100	円		
⑥ 家 屋	種 類 (用途)	構 造	建 床 面 積	延 床 面 積	着 手 年 月 日	取 得 年 月 日	取 得 価 額	課 税 標 準 額	税 率	税 額
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			千円	千円	/100	円
	計									

注 1 この申請書には、次の書類を添付してください。ただし、他の条例による課税免除を受ける場合で当該申請書にこれらの書類を添付しているときは不要です。

- (1) 取得した対象施設の取得価額等の明細書
- (2) 建物各階の平面図、簡単な対象施設全体の平面見取図
- (3) 事業所案内等パンフレット（作成していない場合は、不要です。）
- (4) 法人にあつては、確定申告書の写し、個人にあつては、所得税の確定申告書の写し
- (5) 固定資産の明細となる書類
- (6) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第4項に規定する地域経済牽引事業計画の承認書の写し
- (7) 法第25条の規定による主務大臣の確認書の写し
- (8) その他県税事務所長が必要と認めた書類

2 この申請書は、事業税の申告書の提出期限までに提出してください。

様式第2号（第3条関係）

固定資産税の課税免除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 所在地（個人にあつては、住所）  
 名称及び代表者の氏名  
 （個人にあつては、氏名）

個人番号又は法人番号（右詰で記載）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

この申請について応答する者  
 氏 名  
 電 話

地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例第3条の規定による固定資産税の課税免除を次のとおり申請します。

① 課税免除を受けようとする事業所	所 在 地		
	名 称		
	地域経済牽引事業計画の承認年月日	年 月 日	
	対 象 事 業（内 容）		
	操 業 等 開 始 年 月 日	年 月 日	
	新 設 又 は 増 設 の 別	新 設・増 設	
	事 業 年 度 又 は 年	・ ・ から ・ ・ まで	
② 取得した対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額の合計額			円
償却資産の決定価額 (ア)	円	課税免除等の対象となる償却資産の評価額 (エ)	円
市町の課税限度額 (イ)	千円	県が課税免除を行う課税標準額(エ) × $\frac{(ウ)}{(ア)}$ (オ)	千円
県が課する固定資産税の課税標準額 (ア) - (イ) (ウ)	千円	税率 (カ)	
		課税免除額 (オ) × (カ)	円

- 注 1 この申請書には、初年度に限り次の書類を添付してください。ただし、他の条例による課税免除を受ける場合で当該申請書にこれらの書類を添付しているときは不要です。
- (1) 取得した対象施設の取得価額等の明細書
  - (2) 建物各階の平面図、簡単な対象施設全体の平面見取図
  - (3) 事業所案内等パンフレット（作成していない場合は、不要です。）
  - (4) 法人にあつては、確定申告書の写し、個人にあつては、所得税の確定申告書の写し
  - (5) 固定資産の明細となる書類
  - (6) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第4項に規定する地域経済牽引事業計画の承認書の写し
  - (7) 法第25条の規定による主務大臣の確認書の写し
  - (8) その他県税事務所長が必要と認めた書類
- 2 この申請書は、固定資産税の申告書の提出期限までに提出してください。